



発行責任者 / 小林 政氏

発行日 / 2008年9月1日

ISO9001 2000 認証取得
B05Q10002 F03

ANAB ACCREDITED

経営コンサルティング
税務
会計

KOBAYASHI GORDON

小林合同会計

所長税理士 小林 政氏
税理士 山野 基尚 税理士 須賀 保雄

〒332-0032 埼玉県川口市中青木1丁目1番25号
TEL (048) 253-5668 FAX (048) 253-7602
<http://www.e-cg.co.jp>

所報タイトル「感謝」は所内で掲げる

平成20年度の目標です。

この所報のバックナンバーは弊所ホームページにて掲載しております。

税 務 調 査

夏の日差しが一段落してきたこの時期に多いのが、税務調査です。既に税務署の方から連絡があり調査の日程が決まっているお客様もいると思いますが、ここでは税務調査について述べたいと思います。

具体的に、平成18事務年度（平成18年7月1日～平成19年6月30日）末現在において、国税庁が把握しており、かつ申告している全国の法人の数は300万5,000社であり、このうち実地調査を受けた法人は14万7,000件となっています。

つまり単純計算すると、税務調査を受けている法人は年間で4.8%となり、仮に順番に調査が行われるとすると、20年に1回程度ということになります。

これは、法人の数に比較して税務職員の数がほとんど増えていないことが最も大きな理由ですが、実際には、法人を3段階（①申告良好法人、②要調査法人、③①と②の中間法人）に区分して取り扱っていることや、黒字法人の数が約30%であることから、中間法人のケースで、3～4年に1回の実地調査を受けることが多くなっています。（ただし、上場企業の場合は、確認する資料の数や取引金額が多いことから、1年おきなどの周期で長期間かけて実地調査が行われることが多くなっています。）

① 重要資料箋がある法人

事前の課税当局の資料収集活動により、不正情報・反面資料・密告等により、至急調査が必要なケースです。

② 経営数値や財務比率等に大きな変動がある法人

前期までと比較して、資産・負債に大きな変動等が生じたケースや、売上に対する利益率、仕入れ・外注比率等が大きく変動した法人の場合には、事業概況書等から表面的なことしかわからないため、実地調査が必要となります。

③ 好況業種の割に申告所得の少ない法人

毎年、選定される好況業種の割に申告所得が少ないケースには、申告漏れ等の可能性があるため、調査対象となる確率が高くなります。

ただし、最近では、同業種の中でも勝ち組と負け組がはっきり分かれることが多いですから、必ずしも調査の可能性が高くなるとはいえません。

④ 赤字申告から黒字申告になった法人

前期までは赤字であったのが、当期から黒字申告になったようなケースでは、その理由を確認する必要があるため、調査対象となる可能性が高くなります。

特に法人税については、繰越欠損金が多額にあるような場合には、所得の計上漏れが発見されたとしても、その範囲内であれば増差税額が生じないことから、黒字になったとたんに調査対象となるというのはよくあることです。

⑤ 調査重点業種に該当する法人

このほか、課税当局は事務年度ごとに好況業種あるいは不正潜在業種であるなどの重点調査業種目を指定し、他の業種より重点を置いた調査を行うこととしています。



「羽ばたけ、乙女!？」

吉田香織

いんぽん
しゅんぱん

シンプルでナチュラルなジュート製のバッグを中心に販売しているお店「マザーハウス」。この会社を起したのが、山口絵理子さん、今年二七歳を迎えたばかりの若き女性だ。彼女は大学時代に途上国支援に興味を持ちバン格拉adeshへ、そこで「必要なのは施しではなく、先進国との対等な関係だ」ということに気づき、現地で仕事を生むことで自立を支援することにしたらしい。「フジサンケイ女性企業家支援プロジェクト二〇〇六」では最優秀賞を受賞した。

私をはじめ彼女を知ったのは某雑誌の取材記事。今年、TV番組「情熱大陸」でも取り上げられていたので、ご存知の方も多いかも。 (ご興味のある方は、「マザーハウス」HP、又は、彼女の著「裸でも生きる」講談社をご覧ください。) 私は、ただ、ただ、すごい人だと思った。社会貢献とビジネスの両立。なかなか出来る事ではない。相当な信念がないと成し遂げられないことだと思ふ。現に、途上国でこの仕事を軌道に乗せるまでには、裏切りや失敗をたくさん経験したようだ。昨今耳にするフェアトレード(*) ショップ、実際はフェアトレード商品の品質に問題がある場合が少なくないと聞く。彼女のすごいのは、消費者にボランティア精神で商品を購入してもらおうとしているのではなく、高品質な商品だからこそ、購入したいと思わせるようなバッグをつくりたいと思っていること。自分より年齢はいくつも若い女性ではあるが、その強い意志とその行動力には、本当に関心し、驚かされる。尊敬する女性の一人だ。

山口さん程、大きな目的ではなくても、自分なりの目的を持ち、頑張っている素敵な女性が多い。私はいつか、仕事として、そんな素敵な女性たちのサポートをしていきたいらいいと思う。目下、それが私の夢である。

* 途上国底辺で働く人たちが貧困から抜け出せるよう、そこで作られた作物や製品を彼等から直接、適正な値段で、継続的に購入すること



口の体操 エクササイズ

去る8月6日(水)、当事務所開所記念日に社会保険労務士 小宮山敏恵 先生による所内講演会が開催されたことは先月号でもお伝えしましたが、その後当事務所では小宮山先生に教えていただいた発声のエクササイズを朝礼で実践しています。

朝から大きな声であいさつ・発声エクササイズをすることで、一日が気持ちよくスタートできます。皆様も実践してみてくださいはいかがでしょうか？

〈美しい発音〉

発音の良し悪しは、話す効果を大きく左右します。発音のトレーニングをすると3ヶ月で見違えるようになるでしょう。

ポイント

1. できるだけ口を大きく開いて
2. ゆっくり正確に発音して
3. はじめは30秒くらいかけて

練習1

アエイウエオアオ	ヤエイユエヨヤヨ
カケキクケココ	ラレリルレロラロ
サセシスセソサソ	ワエイウエオワオ
タテチツテトタト	ガゲギグゲゴガゴ
ナネニヌネノナノ	ザゼジズゼゾザゾ
ハヘヒフヘホハホ	ダデヂヅデドダド
マメミムメモマモ	バベビブベボバボ

《発声》

- あ：口を大きく開く
- い：口の両わきが横に広がるように
- う：ローソクを消すように
- え：「イ」の口の形であごを少しさげる
- お：「ア」、「ウ」の中間ぐらいの大きさに開く

練習2

あめんぼ赤いな アイウエオ
うきもに こえびもおよいでる
柿の木 くりの木 カキクケコ
きつつきこつつ 枯れけやき
ささげに酔をかけ サシスセソ
その魚あさせでさしました
立ちましようラッパで タチツテト
とてとてたつたと とびたつた
なめくじのろのろ ナニヌネノ
なんどにぬめって 何ねばる

はとぼっぼほろほろ ハヒフヘホ
ひなたのおへにや 笛を吹く
まいまいねじまき マミムメモ
うめのみおちても みもしまい
焼き栗ゆで栗 ヤイユエヨ
やまだにひのつくよいの家
雷鳥はさむかる ラリルレロ
れんげが咲いたらるりの鳥
わいわいわっしょい ワイウエヲ
植木屋井戸がえお祭だ

(北原白秋 作)

均等のとれた待遇の確保①(賃金)



通常の労働者と同視すべきパート労働者

近年、働き方が多様化するなかで、パート労働者が企業の基幹的な業務まで担当するようになり、職場において正社員と同じ仕事をするのも珍しくなくなりました。

しかし、パート労働者と正社員との間には、依然として賃金などの待遇に大きな格差があるとされています。そこで、「改正パートタイム労働法（2008年4月施行）では、こうした現状を踏まえ、「通常の労働者（正社員）と同視すべきパート労働者」について、パート労働者であることを理由として、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的取扱いをすることが禁止されます。

「通常の労働者と同視すべきパート労働者」とは、次の3つの要素をすべて満たしているパート労働者をいいます。

(1) 職務の内容が通常の労働者と同じ

仕事の内容だけでなく、仕事の伴う責任の程度も「職務」に含まれます。

(2) 人材活用のしくみが通常の労働者と同じ

その事業所における慣行その他の事情からみて、雇用関係が終了するまでの全期間において、職務内容の変更及び人事異動が、通常の労働者とパート労働者との区別なく同一の範囲で行われると見込まれる場合をいいます。

(3) 期間の定めのない労働契約を締結している

有期労働契約であっても、反復して更新されることによって「期間の定めのない労働契約」と同視することが社会通念上相当と認められるものも含まれます。

「賃金の決定」における差別的取扱い禁止と均等待遇

パート労働者の「賃金の決定」に関しては、正社員との均衡のとれた待遇の確保を図るため、前述の要素に照らし合わせて、次のタイプに分類され、それぞれ取り扱いが決められています。

A 「通常の労働者と同視すべきパート労働者」（職務と人材活用のしくみが通常の労働者と同じで、契約期間が実質的にみても「定めのない」場合）

個人の能力や成績評価などによって実際に支払われる額が違っていても問題はありませんが、パート労働者であることだけを理由として賃金の額を低く設定することはできないこととなります。

B 職務が通常の労働者と同じで、一定の期間において人材活用のしくみが通常の労働者と同じパート労働者

人材活用のしくみが同じである一定期間においては、通常の労働者と同一の方法により賃金（通勤手当、退職手当、家族手当、住宅手当等）を決定するように努めなければなりません。（努力義務）

C 職務だけが通常の労働者と同じ、または職務も異なるパート労働者

通常の労働者との均衡を考慮し、その雇用するパート労働者の職務の内容、職務の成果、意欲、能力または経験などを勘案し、賃金（通勤手当、退職手当、家族手当、住宅手当等）を決定するように努めなければなりません。（努力義務）